

## 小中義務教育学校空調機点検業務委託仕様書

1. 業務名 小中義務教育学校空調機点検業務委託
2. 業務場所 小中義務教育学校
3. 履行期限 契約日の翌日から令和8年9月30日
4. 調査目的 本業務はフロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく経済産業省・環境省告示第13号（平成26年12月10日）に係る定期点検を目的とする。
5. 対象機器 内訳書のとおり
6. 実施者 点検は、対象機器の構造及び冷媒系統に関する十分な知見を有する者が実施すること。なお、受注者は、第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者を点検従事者として配置すること。
7. 注意事項
  - ①原則、点検は令和8年7月21日から令和8年8月31日までの夏休み期間で完了させること。
  - ②室内等が汚れる可能性がある場合は当該機器の下部周辺を養生すること。
  - ③点検前、点検後に学校担当者立会の下で稼働させ、作動確認すること。
  - ④点検時に備品等を移動させた場合は原状復帰をすること。
  - ⑤学校担当者と日程調整を十分に行い、学校業務に差支えないように作業すること。
  - ⑥万が一、点検が原因で機器の作動に不具合が生じた場合その不具合に対し無償で対応すること。
  - ⑦内訳書に記載のない機器がある場合には係員の指示により適宜対応すること。
8. 報告 点検終了後は点検記録簿、点検状況写真、業務完了届、その他係員が必要と認めた書類を提出すること。
9. その他 本仕様書に記載のない事項については、監督員と協議のうえ決定する。